（別紙１）

建設発生土の民間受入地の募集について

次のとおり建設発生土の民間受入地を募集します。

北　建　－　２８７２
令和８年　１１月　５日

秋田県北秋田地域振興局建設部長

１　申込みの方法

申込みにあたっては、募集概要書に記載されている申込期限まで担当者宛てに提出書類を持参すること。

２　申込者の要件

申込者は次のすべての要件を満たしていること。

(1)　建設発生土を受け入れることができる土地を所有している者、又は土地を所有している者から受け入れについて同意を得ている使用者であること。

(2)　次のいずれにも該当しない者であること。

①　自己又は自己の役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同法第２条第６号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）である者

②　暴力団又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者

③　自己、自社又は第三者の不正の利益等を図る目的、若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

④　暴力団又は暴力団員に資金等を提供し、または便宜を供与するなど直接的あるいは間接的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者

⑤　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

⑥　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

３　民間受入地の条件

民間受入地は、次のすべての条件を満たしていること。

(1)　建設発生土の受け入れまでに、建設発生土の受け入れに伴い必要となる関係法令等の手続きが完了している、又は完了する見込みがある土地であること。

(2)　申込者自らが所有している又は所有者が受け入れについて同意した土地であること。

(3)　２　申請者の要件(2)を満たす者が所有する土地であること。

(4)　建設発生土を転売などの営利目的に使用しないこと。
(5)　受入地の面積が十分確保されていること。
(6)　受入地に至る道路について、ダンプトラックが周辺の環境及び交通等に顕著な影響を及ぼすことなく安全に通行できる幅員が確保されていること。
(7)　土砂は発生した状態で受け入れるものとし、通常の残土処理の工程（敷き均し程度まで）以外の作業を求めないこと。また、受入土質を指定することは出来ないが、要望することはできるものとする。
(8)　廃棄物が不法に投棄されていない土地であること。
(9)　その他、概要書に定める条件を満たすこと。

4　申込者及び民間受入地の審査

(1)　基本的には提出いただいた書類により審査を行いますが、必要に応じて現地立ち合い、ヒアリング及び書類の追加提出を求めることがあります。
(2)　運搬距離及び現地の搬入条件などを基に経済的な民間受入地を採用することとしており、運搬距離の上限は５０ｋｍです。
(3)　審査の結果、建設発生土の受入地に適していると認めた場合は、「建設発生土受入地採用通知書」により通知いたします。なお、建設発生土の受入地に適していないと認めた場合は、「建設発生土受入地不採用通知書」により通知いたします。

5　その他の留意事項

(1)　建設発生土の搬入は、県（公共工事の受注者）が行います。
(2)　受入地において廃棄物の不法投棄等が確認された場合は、建設発生土の搬入を中止し、関係機関に連絡します。
(3)　「建設発生土受入地採用通知書」が通知された場合は、後日、建設発生土の受入れに関する覚書を締結します。
(4)　建設発生土の搬入が完了した場合は、申込者に対して「受け渡し完了通知書」により通知します。
(5)　次の項目については申込者による対応をお願いします。
・　関係法令等の手続き
・　隣接土地所有者及び周辺住民との調整
・　利害関係者等との調整